○国土交通省告示第九百号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
中国縦貫自動車道	姫路市夢前町前之庄八三二番三から同市夢前町一〇五〇番七まで

供用開始の期日　平成二十六年九月十四日五時

○関東地方整備局告示第三百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区小原字平野八四〇番四地内	前	一二・三〇～一二・三三メートル	〇・〇一八キロメートル
	後	一二・三三～一三・六五メートル	〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○近畿地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間
四百七十八号	綾部市戸奈瀬町永迫四番から京都府船井郡京丹波町才原一ノ谷三一番二四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年九月十二日

○中国地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間
二号	広島市中区江波本町六〇四番一から同市中区江波本町七二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年九月十二日

○中国地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間
二号	広島市安芸区中野東六丁目四六一三番から同市安芸区中野東町字鉾取一〇九四番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年九月十二日

○中国地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区南中央町二番一二九から同市北区**楢**津字道下六五〇番一まで	前	B　七・三〇～一一・〇〇メートル	〇・二四六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　〇・〇〇～二二・四〇		
	後	B　七・三〇～一一・〇〇	七・二四六	
		A　〇・〇〇～二二・四〇	八・五〇六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○四国地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間
五十六号及び三百二十号	宇和島市津島町岩松甲二二一八番から同市津島町岩松甲二一七八番一地先まで

供用開始の期日　平成二十六年九月十二日

○四国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十二日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	B　九・八四～一五・〇〇メートル	二九・四二〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	
	後	B　九・八四～一五・〇〇	二九・四二〇	
		A　二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所